









令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

## 栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則

栃木県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成30年栃木県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置等)</p> <p><b>第2条</b> <u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学校ごとに協議会を置くように努めるものとする。ただし、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施す場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>教育委員会</u> _____は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。</p>	<p>(設置等)</p> <p><b>第2条</b> <u>法第47条の5第1項本文の規定に基づき、別表に掲げる学校に協議会を置くものとする。</u></p> <p>2 <u>栃木県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会を設けようとするときは、あらかじめ、対象学校（当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の意見を聴くものとする。</u></p>

別表を削る。

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(高校教育課)

## 栃木県教育委員会規則第7号

栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

## 栃木県青年の家規則及び栃木県立少年自然の家規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 栃木県青年の家規則（昭和35年栃木県教育委員会規則第11号）
- 栃木県立少年自然の家規則（昭和48年栃木県教育委員会規則第15号）

## 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(生涯学習課)

## 栃木県教育委員会訓令第1号

事務局  
学校以外の教育機関

職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

## 職員の勤務時間に関する規程及び栃木県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

(職員の勤務時間に関する規程の一部改正)

**第1条** 職員の勤務時間に関する規程（昭和31年栃木県教育委員会訓令第461号）の一部を次のように改正する。

別表青年の家及び少年自然の家に勤務する職員の項を削る。

(栃木県教育委員会公印規程の一部改正)

**第2条** 栃木県教育委員会公印規程（昭和51年栃木県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1 (第2条関係)						別表第1 (第2条関係)					
名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理者	名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	使用 範囲	公印管 理者
略						略					
同	(イ)	同	縦 30 横 10	同	同	同	(イ)	同	縦 30 横 10	同	同
						同	(ア)	同	方 20	栃木県 青年の 家利用 券押印	同
						同	(ア)	同	方 20	栃木県 立少年 自然の 家利用 券押印	同
略						略					
						栃木県 何何青 年の家 所長之 印	(ケ)	同	方 20	同	各青年 の家所 長
						栃木県 立何何 少年自 然の家 所長之 印	(コ)	同	方 20	同	少年自 然の家 所長
栃木県 総合教 育セン ター所 長之印	(ケ)	同	方 20	同	総合教 育セン ター所 長	栃木県 総合教 育セン ター所 長之印	(サ)	同	方 20	同	総合教 育セン ター所 長
栃木県 立文書 館長之 印	(シ)	同	方 20	同	文書館 長	栃木県 立文書 館長之 印	(シ)	同	方 20	同	文書館 長

別表第2中(ケ)及び(コ)を削り、(サ)を(ケ)とし、(シ)を(コ)とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

栃木県教育委員会訓令第2号

本 局  
教育事務所

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

栃木県教育委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

栃木県教育委員会事務局処務規程（昭和61年栃木県教育委員会訓令第8号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総括課長補佐 組織規程第17条第3項に規定する総括課長補佐をいう。</p> <p>(5) リーダー 組織規程第15条第3項に規定する総務主幹、<u>組織規程第16条第1項に規定する課内室長及び班長並びに組織規程第15条第5項又は組織規程第17条第4項の規定により担当のリーダーを命ぜられた者</u>（以下「担当リーダー」という。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(代決)</p> <p><b>第6条</b> 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。</p>				<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 総括課長補佐 組織規程第18条第3項に規定する総括課長補佐をいう。</p> <p>(5) リーダー 組織規程第16条第3項に規定する総務主幹及び<u>組織規程第17条第2項に規定する課内室長</u>並びに組織規程第16条第5項又は組織規程第18条第4項の規定により担当のリーダーを命ぜられた者（以下「担当リーダー」という。）をいう。</p> <p>(6) 略</p> <p>(代決)</p> <p><b>第6条</b> 決裁権者が不在のときは、次の表に掲げる第1次代決者が、決裁権者及び第1次代決者がともに不在のときは、同表に掲げる第2次代決者が代決することができる。</p>			
決裁権者	組織の区分	第1次代決者	第2次代決者	決裁権者	組織の区分	第1次代決者	第2次代決者
略				略			
主幹課長	総務主幹、 <u>課内室長又は班長</u> （以下「総務主幹等」という。）を置く課	略	略	主幹課長	総務主幹又は <u>課内室長</u> （以下「総務主幹等」という。）を置く課	略	略
	略	略	略		略	略	略
略				略			
<p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <p>1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定専決事項 教育政策課関係～義務教育課関係 高校教育課関係</p>				<p><b>別表第1</b>（第5条関係）</p> <p>1 教育次長、参事、課室長、総括課長補佐及びリーダー専決事項</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 特定専決事項 教育政策課関係～義務教育課関係 高校教育課関係</p>			
教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項	教育次長専決事項	高校教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
1～8 略	1～21 略 22 県立学校において教科書			1～8 略	1～21 略 22 県立学校において教科書		

以外の図書を教材として使用する場合の承認（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）  
 23・24 略  
 25 県立学校の施設の使用（5日以内の使用\_\_\_\_\_及び健康体育課\_\_\_\_\_の所掌に属するものを除く。）の許可  
 26 略

以外の図書を教材として使用する場合の承認（特別支援教育室の所掌に属するものを除く。）  
 23・24 略  
 25 県立学校の施設の使用（5日以内の使用並びに特別支援教育室及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の許可  
 26 略

特別支援教育課関係

教育次長専決事項	特別支援教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1～3 略  4・5 略		

特別支援教育課関係

教育次長専決事項	特別支援教育課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1～3 略 4 県立の特別支援学校の施設の使用（5日以内の使用及びスポーツ振興課の所掌に属するものを除く。）の許可 5・6 略		

生涯学習課関係

教育次長専決事項	生涯学習課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項

生涯学習課関係

教育次長専決事項	生涯学習課長専決事項	総括課長補佐専決事項	リーダー専決事項
	1 青年の家の休所日の変更及び臨時休所の承認 2 県立少年自然の家の休所日の変更及び臨時休所の承認		



健康体育課関係 略 2 略	1~5 略	健康体育課関係 略 2 略	3~7 略
------------------	-------	------------------	-------

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)

**栃木県教育委員会訓令第3号**

県立学校

栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

**栃木県立学校文書等取扱規程の一部を改正する訓令**

栃木県立学校文書等取扱規程（平成13年栃木県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<b>別表（第4条関係）</b>	<b>別表（第4条関係）</b>																		
<table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>記 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮女子高等学校</td><td>略</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	記 号	略		栃木県立宇都宮女子高等学校	略	略		<table border="1"><thead><tr><th>学 校 名</th><th>記 号</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮女子高等学校</td><td>略</td></tr><tr><td>栃木県立宇都宮中央女子高等学校</td><td>宇中女高</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	学 校 名	記 号	略		栃木県立宇都宮女子高等学校	略	栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇中女高	略	
学 校 名	記 号																		
略																			
栃木県立宇都宮女子高等学校	略																		
略																			
学 校 名	記 号																		
略																			
栃木県立宇都宮女子高等学校	略																		
栃木県立宇都宮中央女子高等学校	宇中女高																		
略																			

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(高校教育課)

**栃木県教育委員会訓令第4号**

事 務 局  
学校以外の教育機関

職員の宿日直手当支給規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

**職員の宿日直手当支給規程を廃止する訓令**

職員の宿日直手当支給規程（昭和27年栃木県教育委員会訓令第136号）は、廃止する。

**附 則**

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

(教育政策課)